

説明用資料5

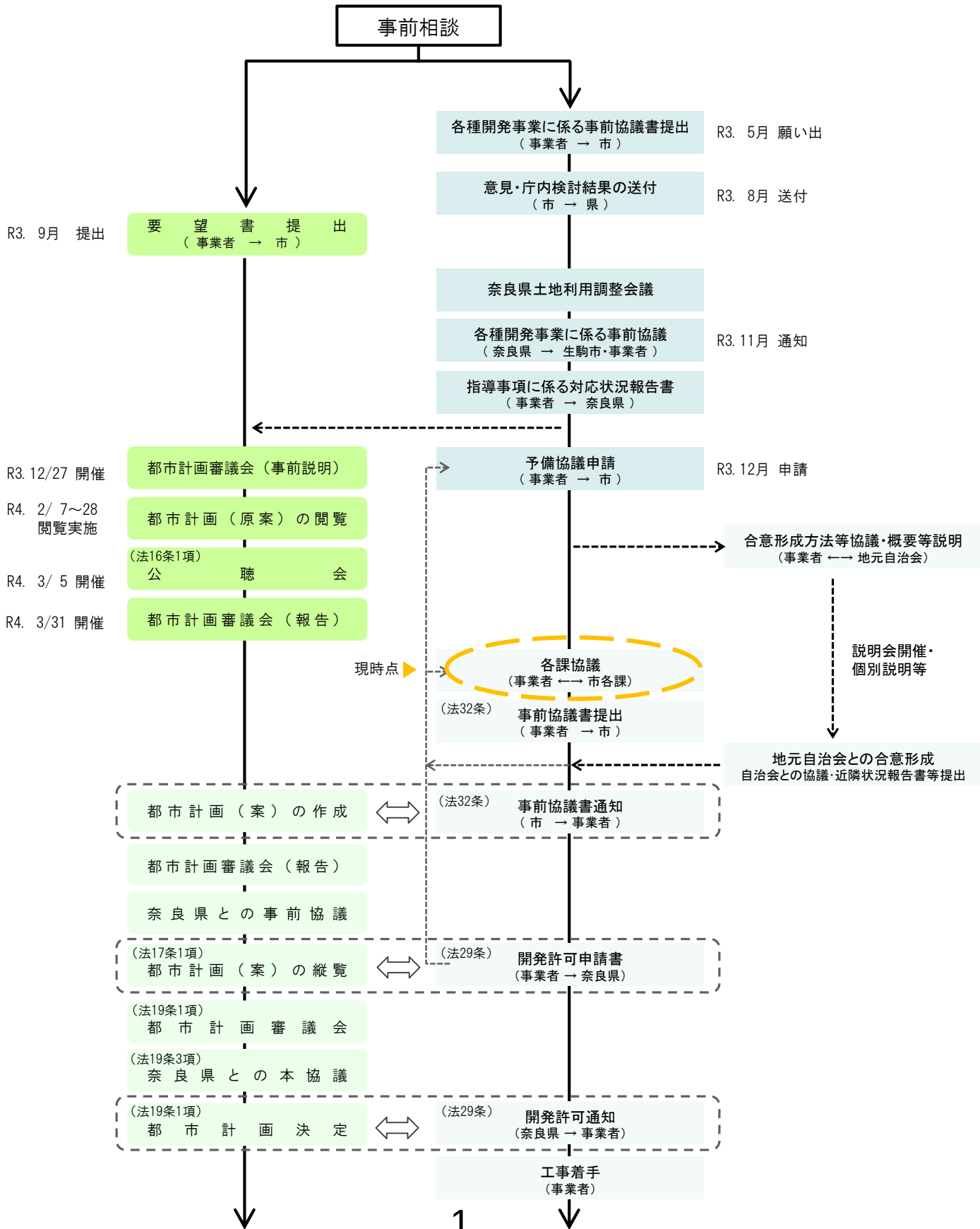
その他案件（４）

大和都市計画用途地域及び高度地区の変更
（壱分北地区）について（状況報告）

今回の案件に係る手続きの流れについての考え方

<都市計画手続き>

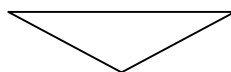
<開発行為の手続き>



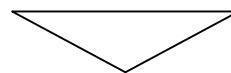
壱分町地内の開発行為に係る手続きの状況

本計画の 都市計画法に基づく開発行為に係る許可(知事許可)における
「生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱」に基づく手続きの状況

- 現在、同要綱第4条第1項の予備協議が完了し、庁内関係課と各所管の内容について協議中
- 本開発計画による周辺地域等への道路交通の影響について、奈良県及び本市により指導していた将来交通量推計が事業者により行われ、現在、市道路部局及び警察と協議中



今後 各課との協議完了後、都市計画法第32条事前協議の提出



都市計画法第32条事前協議書通知

壱分町地内の開発行為に係る地元の合意形成の状況

本計画については、計画地及び隣接する自治会は、壱分町東、さつき台、東生駒南、東菜畑2丁目、ハートフルビレッジ菜畑の5自治会となります。各自治会との合意形成の状況につきましては、

- ①壱分町東自治会・・・3回の本計画に関する説明会を実施(4月3日、5月28日、6月5日)
- ②さつき台自治会・・・2回の本計画に関する説明会を実施(5月9日、5月16日)
- ③東生駒南自治会・・・1回の本計画に関する説明会を実施(7月18日)
- ④東菜畑自治会及びハートフルビレッジ菜畑自治会・・・2自治会合同で、2回の本計画に関する説明会を実施(5月22日、6月4日)

なお、東生駒南自治会の次回の説明会の開催については、現在調整中。

地元説明会開催状況

